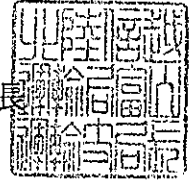




富運整第54号の2
富運輸第64号の2
平成30年4月26日

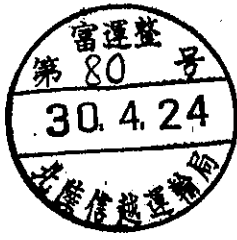
貨物自動車運送事業者 各位

国土交通省
北陸信越運輸局富山運輸支局長



「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正に
ついて

標記について、北陸信越運輸局自動車交通部長及び自動車技術安全部長から別紙写し
(平成30年4月24日付け北信交貨第31号、北信交監第29号、北信技保第22号)
のとおり通知があったので了知願います。



北信交貨第31号
北信交監第29号
北信技保第22号
平成30年4月24日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局 自動車交通部長
(公印省略)

北陸信越運輸局 自動車技術安全部長
(公印省略)

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、自動車局安全政策課長、貨物課長及び整備課長から別紙写し(平成30年4月20日付け国自安第11号、国自貨第8号、国自整第25号)のとおり通達があったので、遺漏のないよう取り計らわれるとともに、関係事業者にも周知願います。

国自安第11号
国自貨第8号
国自整第25号
平成30年4月20日

北陸信越運輸局自動車交通部長 殿

自動車局安全政策課長
(公印省略)

自動車局貨物課長
(公印省略)

自動車局整備課長
(公印省略)

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

今般、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」(平成15年3月10日付け国自総第510号、国自貨第118号、国自整第211号)の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、公益社団法人全日本トラック協会会長、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長及び一般社団法人全国霊柩自動車協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。



国自安第11号
国自貨第8号
国自整第25号
平成30年4月20日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長
(公印省略)

自動車局貨物課長
(公印省略)

自動車局整備課長
(公印省略)

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

今般、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」(平成15年3月10日付け国自総第510号、国自貨第118号、国自整第211号)の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、公益社団法人全日本トラック協会会長、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長及び一般社団法人全国霊柩自動車協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。



別 添

国自安第 11 号の 2
国自貨第 8 号の 2
国自整第 25 号の 2
平成 30 年 4 月 20 日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿
全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿
一般社団法人全国霊柩自動車協会会長 殿

国 土 交 通 省
自動車局安全政策課長

自動車局貨物課長

自動車局整備課長

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、本日付で別紙新旧対照表のとおり改正し、各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴協会（貴機関）においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員（地方実施機関）に対し周知されたい。

新	旧
<p>国自総第 510号 国自貨第 118号 国自整第 211号 平成15年 3月 10日 (略) 最終改正 国自安第 11号 国自貨第 8号 国自整第 25号 平成 30年 4月 20日</p>	<p>国自総第 510号 国自貨第 118号 国自整第 211号 平成15年 3月 10日 (略) 最終改正 国自安第 268号 国自貨第 187号 国自整第 364号 平成 30年 3月 30日</p>
<p>各 地 方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 長 殿 関 東 ・ 近 畿 運 輸 局 自 動 車 監 査 指 導 部 長 殿 各 地 方 運 輸 局 自 動 車 技 術 安 全 部 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 殿</p> <p>自 動 車 局 安 全 政 策 課 長 自 動 車 局 貨 物 課 長 自 動 車 局 整 備 課 長</p>	<p>各 地 方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 長 殿 関 東 ・ 近 畿 運 輸 局 自 動 車 監 査 指 導 部 長 殿 各 地 方 運 輸 局 自 動 車 技 術 安 全 部 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 殿</p> <p>自 動 車 局 安 全 政 策 課 長 自 動 車 局 貨 物 課 長 自 動 車 局 整 備 課 長</p>
<p>貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について</p> <p>第3条 過労運転の防止 1. ～4. (略) 5. 第6項関係 (1) (略) (2) 「その他の理由」とは、覚せい剤等の薬物の服用、<u>異常な感情の高ぶり等</u>をいう。 6. ・7. (略)</p> <p>第7条 点呼等 1. 第1項、第2項及び第3項関係 (別紙2参照) (1) 「運行上やむを得ない場合」とは、遠隔地で乗務が開始又は終了するため、乗務前点呼又は乗務後点呼を当該運転者が所属する営業所において対面で実施できない場合等をいい、車庫と営業所が離れている場合及び早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出勤していない場合等は「運行上やむを得ない場合」には該当</p>	<p>貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について</p> <p>第3条 過労運転の防止 1. ～4. (略) 5. 第6項関係 (1) (略) (2) 「その他の理由」とは、覚せい剤等の薬物の服用、<u>異常な感情の高ぶり、睡眠不足等</u>をいう。 6. ・7. (略)</p> <p>第7条 点呼等 1. 第1項、第2項及び第3項関係 (別紙2参照) (1) 「運行上やむを得ない場合」とは、遠隔地で乗務が開始又は終了するため、乗務前点呼又は乗務後点呼を当該運転者が所属する営業所において対面で実施できない場合等をいい、車庫と営業所が離れている場合及び早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出勤していない場合等は「運行上やむを得ない場合」には該当</p>

しない。

なお、当該運転者が所属する営業所以外の当該事業者の営業所で乗務を開始又は終了する場合には、より一層の安全を確保する観点から、当該営業所において当該運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を可能な限り対面で確認するよう指導すること。

また、点呼は営業所において行うことが原則であるが、営業所と車庫が離れている場合等、必要に応じて運行管理者又は補助者（以下「運行管理者等」という。）を車庫へ派遣して点呼を行う等、対面点呼を確実に実施するよう指導すること。

(2)・(3) (略)

(4) 「国土交通大臣が定めた機器」とは、営業所で管理する機器であって、そのカメラ、モニター等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を随時確認でき、かつ、当該機器により行おうとする点呼において、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できるものをいう。

(5)～(10) (略)

2. (略)

3. 第5項関係

点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨、並びに報告又は指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を1年間義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。

(1) 乗務前点呼

①～⑥ (略)

⑦ 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況

⑧～⑩ (略)

(2) 中間点呼

①～⑥ (略)

⑦ 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況

⑧・⑨ (略)

(3) (略)

第18条 運行管理者等の選任

1. ～4. (略)

5. 補助者が行う補助業務は、運行管理者の指導及び監督のもと行われるものであり、補助者が行うその業務において、以下に該当するおそれがあることが確認された場合には、直ちに運行管理者

しない。

なお、当該運転者が所属する営業所以外の当該事業者の営業所で乗務を開始又は終了する場合には、より一層の安全を確保する観点から、当該営業所において当該運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労等の状況を可能な限り対面で確認するよう指導すること。

また、点呼は営業所において行うことが原則であるが、営業所と車庫が離れている場合等、必要に応じて運行管理者又は補助者（以下「運行管理者等」という。）を車庫へ派遣して点呼を行う等、対面点呼を確実に実施するよう指導すること。

(2)・(3) (略)

(4) 「国土交通大臣が定めた機器」とは、営業所で管理する機器であって、そのカメラ、モニター等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労等の状況を随時確認でき、かつ、当該機器により行おうとする点呼において、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できるものをいう。

(5)～(10) (略)

2. (略)

3. 第5項関係

点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨、並びに報告又は指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を1年間義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。

(1) 乗務前点呼

①～⑥ (略)

⑦ 運転者の疾病、疲労等の状況

⑧～⑩ (略)

(2) 中間点呼

①～⑥ (略)

⑦ 運転者の疾病、疲労等の状況

⑧・⑨ (略)

(3) (略)

第18条 運行管理者等の選任

1. ～4. (略)

5. 補助者が行う補助業務は、運行管理者の指導及び監督のもと行われるものであり、補助者が行うその業務において、以下に該当するおそれがあることが確認された場合には、直ちに運行管理者

に報告を行い、運行の可否の決定等について指示を仰ぎ、その結果に基づき各運転者に対し指示を行わなければならない。

イ. (略)

ロ. 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができない

ハ. ～ホ. (略)

に報告を行い、運行の可否の決定等について指示を仰ぎ、その結果に基づき各運転者に対し指示を行わなければならない。

イ. (略)

ロ. 疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができない

ハ. ～ホ. (略)

附 則

改正後の通達は、平成30年6月1日から施行する。